

## 参考資料

1 第10次秋田市高齢者プラン・第8期秋田市介護保険事業計画の策定過程  
スケジュール

2 策定委員

秋田市社会福祉審議会高齢者専門分科会・介護保険運営協議会委員名簿

3 関係例規

秋田市社会福祉審議会条例

秋田市社会福祉審議会運営要綱

秋田市介護保険運営協議会設置要綱

# 1 第10次秋田市高齢者プラン・第8期秋田市介護保険事業計画の策定過程

## ▼スケジュール

時 期		内 容	
令和元年	10月～令和 2年8月	在宅介護実態調査	訪問方式
令和2年	1月6日～ 1月24日	介護予防・日常生活圏域高齢者 ニーズ調査	郵送方式
	5月	第1回社会福祉審議会全体会	概要説明、諮問 (書面開催)
	6月19日	6月議会厚生委員会	概要説明
	7月8日	第1回高齢者専門分科会 第1回介護保険運営協議会	概要説明、審議 ニーズ調査説明
		骨子案作成作業	
	9月2日	第2回高齢者専門分科会 第2回介護保険運営協議会	骨子案説明、審議
	9月15日	9月議会厚生委員会	骨子案説明
		原案作成作業	
	11月27日	第3回高齢者専門分科会 第3回介護保険運営協議会	原案説明、審議
	12月15日	11月議会厚生委員会	原案説明
	12月16日 ～1月15日	パブリックコメント	原案提示、意見聴取
令和3年		成案作成作業	
	1月20日	閉会中厚生委員会	保険料等説明
	2月4日	第4回高齢者専門分科会 第4回介護保険運営協議会	成案説明、審議 最終確認
	2月10日	第2回社会福祉審議会全体会	成案説明、審議
	3月5日	社会福祉審議会から市長へ答申	
	3月11日	2月議会厚生委員会	成案説明
	3月18日	介護保険条例一部改正	
	3月下旬	プラン公表	ホームページ上で公表

## 2 策定委員

### ▼秋田市社会福祉審議会高齢者専門分科会・介護保険運営協議会委員名簿

役職	氏名	所属
会長	南部 泰 士	日本赤十字秋田看護大学
副会長	阿 部 一 哉	秋田市老人福祉施設連絡協議会
委員	石 村 照 子	公益社団法人「認知症の人と家族の会」秋田県支部
	稲 庭 千弥子	秋田県介護老人保健施設連絡協議会
	岩 間 雄 一	一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部
	菊 地 雅 明	一般社団法人秋田市歯科医師会
	熊 谷 肇	一般社団法人秋田市医師会
	佐 藤 昭 一	秋田市老人クラブ連合会
	高 杉 静 子	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画推進委員会
	照 井 寿 和	秋田県中央地区介護支援専門員協会
	船 木 孔	秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会
	三 浦 喜美子	秋田市民生児童委員協議会
	山 崎 弘 子	一般社団法人秋田県社会福祉士会
	武 田 龍 生	武田法律事務所
	堀 尾 隆 洋	公募選出委員（第1号被保険者）
	佐 藤 由香子	公募選出委員（第2号被保険者）

### 3 関係例規

#### ▼秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（調査審議事項の特例）

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉および精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員52人以内で組織する。

2 審議会の委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（委員長職務を行う委員）

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（会議）

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員およ

び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項および第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員又は臨時委員として任命されている者の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成12年5月8日までとする。

(秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

3 秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例（平成8年秋田市条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第56号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第2号で平成27年4月1日から施行)

附 則 (平成29年3月17日条例第10号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## ▼秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に児童専門分科会、障がい者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 児童専門分科会

児童および母子の保健福祉に関する事項

(2) 障がい者専門分科会

障がい者（児）の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者専門分科会

高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会

地域福祉の推進に関する事項

2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあつては、重要または異例な事項についてはこの限りでない。

3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。

(審査部会)

第4条 身体障がい者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障がい者専門分科会に審査部会を設置する。

2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 審議会は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）

第5条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項および令第3条第3項ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（部会）

第5条 審議会が必要と認めるときは、審査部会のほかに、専門分科会に部会を設置することができる。

2 部会（審査部会を含む。以下同じ。）に委員の互選による部会長1人を置き、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（会議）

第6条 専門分科会および部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる専門分科会および部会の専門分科会長および部会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

（1）民生委員審査専門分科会

（2）審査部会

（任期）

第7条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会および部会の庶務は、委員長が定める。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成12年5月9日から施行する。

（秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止）

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱（平成9年5月9日審議会決議）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月9日から施行する。

## ▼秋田市介護保険運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 秋田市介護保険事業計画に基づく、介護保険事業の健全な運営と円滑な実施に資するため、秋田市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について、市長に意見を述べることができる。

- (1) 介護保険の給付に関する事項
- (2) 介護保険料に関する事項
- (3) 介護サービス利用者の擁護に関する事項
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、介護保険に関する事項

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する委員18人以内で組織する。

- (1) 秋田市社会福祉審議会高齢者専門分科会の委員 13人
- (2) 弁護士 1人
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下次号において「法」という。）第9条第1号に規定する第一号被保険者であって、介護経験を有するもの 2人
- (4) 委嘱時に法第9条第2号に規定する第二号被保険者であって、介護経験を有するもの 2人

2 前項第3号および第4号に掲げる委員は、公募により選出する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、前条第1項第1号に掲げる委員にあつては委嘱の日から当該委員に係る秋田市社会福祉審議会委員の任期の末日までとし、同項第2号から第4号までに掲げる委員にあつては委嘱の日から同項第1号に掲げる委員の任期の末日までとする。

### (会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き、会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部介護保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

---

# 第10次秋田市高齢者プラン

## (第8期秋田市介護保険事業計画)

策定 令和3年3月

---

---

編集・発行 ©秋田市

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

長寿福祉課 TEL 018-888-5666

介護保険課 TEL 018-888-5674



エイジフレンドリーシティあきた